

第6回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年1月31日（水）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第6回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年1月31日（水）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、高橋光正、清水希悦、高橋哲也、荻部嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、高橋拓司、矢藤茂、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について 【該当なし】
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
 - ・都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について
5. 協議事項
 - (1) 令和6年3月総会日程（案）について
6. 報告事項
 - (1) 一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定について
 - (2) 野菜づくり講習会 参加者募集について
 - (3) 「能登半島地震義援金」の募集について
7. その他
 - (1) 令和5年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和6年度世田谷区農業委員会活動計画（案）について
 - (2) 第65回東京都農業委員会・農業者大会の行程について
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第6回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第3号議案の資料がNo.1、No.2、No.3、No.4、No.5、協議事項の資料といたしましてはNo.6、報告事項の資料はNo.7、No.8、No.9、その他の資料はNo.10、No.11となっております。また、当日配付資料といたしまして、令和6年1月版東京都農業会議情報、令和5年の源泉徴収票とその内訳の入りました封筒、市民農園の開設に関するリーフレット、営農だより令和6年2月号の4点をお配りしております。また、議案の差し替え版資料として、No.3-6、No.10-1、No.10-2の3点をお配りしております。申し訳ありませんが、資料の差し替えをお願いいたします。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日は全委員が出席しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、植松智委員、森安一委員をお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものでございます。

それでは、お手元の資料No.1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には農業施設以外への転用は制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことの確認を行っております。

それでは、お手元の資料No.2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願 6 件について審議いたします。

1 件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 3-1をご覧ください。第 3 号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2 件目の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 3-2をご覧ください。第 3 号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目の説明を事務局、お願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目の説明を事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目の説明を事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目の説明を事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 (事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○高橋(光)委員 何で差し替えになるのでしょうか。

○事務局 ちょっと分かりにくいのですが、土地情報の地番に誤りがございまして、上から3番目、〇〇の、差し替え版では〇〇となっておりますが、誤っているものは〇〇になっております。地番の誤りです。申し訳ございません。

○宍戸会長 ほかにはご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請7件について審議をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 区が宅地化農地、生産緑地を区民農園として土地所有者から新規または継続してお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法です。

今回につきましては、世田谷区内の区民農園6園分、7案件についてご審議をお願いいたします。

特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立しております。

区民農園は、令和5年4月現在、21園、925区画で運営をしております。1区画15㎡で、利用料金は1か月1区画当たり960円となっております。

それでは、資料No.4をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請、調査内容について説明、報告)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○高橋(哲)委員 これというのは、2年ごとにやるということなんですか。継続しているのは。

○事務局 最初に新規で結ばせていただくときは8年でございまして、それ以降、2年ごとに継続をさせていただくという形になっております。

○高橋(哲)委員 ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議を終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。

(事務局より、申請内容等について説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 確認で質問したいんですけども、添付されている9ページを見ると、この土地は相続税納税猶予を受けた生産緑地という解釈でよろしいですか。

○事務局 こちらの農地に関しましては、納税猶予は適用されておりません。

○真鍋委員 次に、2ページの7、貸付協定書(写)と書いてあるんですけども、これは今日の資料には添付されているんですか。

○事務局 添付資料には本日添付はしてございません。ただ、協定を結んでいることは私どもでも確実に確認しております。

○真鍋委員 前にやはり同じような形態で契約されたときに、この協定書も農業委員会の資料についていて、この土地を幾らでお返しするのかなんていう情報も入っていたんですが、何かルールの改正なりいろいろコンプライアンスの問題があって農業委員会には提出しないということになったんですか。経過を教えてくださいませんか。

○事務局 土地を幾らでお借りするかという情報については、添付をしていませんでした。以前は確かにっていた資料を私も確認しております。協定書につきましては次回以降また添付をしていきますが、金額に関しては、今回は相対ではないので、市民農園としての貸付けなので、そちらの明記はさせていただいていないということになります。

○事務局 相対と今回の市民農園としての利用のものと別の制度になっていまして、相対の方においては、契約書の中の貸付金額というのが確認する要件に入ってくるんですけども、今回の市民農園についてはそれが要件に当たらないものとなります。協定書については、今後は、この申請書の一部ということで、市民農園の方での貸借円滑化の承認申請書があった場合はつけるようにします。もし必要があれば、今回はこれでご確認はしていただきたいんですけども、次回、資料として情報提供ということでおつけすることは可能ですが、必要ですか。

○真鍋委員 15ページのところで、調査をされた担当の農業委員さんが全て説明をされていて、当然、その調査された方はそこも承知であるならば、逸脱していないよ、順当だよという意味だと思うので、別に全員が共有する必要はないんですが、前あったものが今ないことと、少なくとも調査される方にはそれは開示して、問題ないということをご

言してもらえば、私はそれで結構だと思います。

○事務局 分かりました。説明が足りずすみません。では、今回はこれで制度上のことで確認はさせていただいているということでよろしいですね。

○宍戸会長 ご意見いただきましてありがとうございます。

ほかにご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についての審議は終わります。

これをもちまして次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和6年3月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6、令和6年3月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、令和6年2月29日木曜日午後4時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階オリオンでの開催が決定しております。

令和6年3月の開催日時につきましては、3月28日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階の大小会議室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 この件についてご質問等がないようですので、総会日程案については原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり決定いたします。

以上をもちまして次第5の協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、資料No.7をご覧ください。報告事項の1つ目は、一般社団法人東京都農業会議「令和5年度農業功労者表彰」受賞者の決定についてでございます。昨年11月の農業委員会総会において、農業功労者表彰について委員の皆様にご協議をいただいた上で、東京都農業会議に推薦をした結果、このたび石川保さんの受賞が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、資料No.8をご覧ください。「野菜づくり講習会 次大夫堀自然体験農園」の参加者募集についてのご案内でございます。周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等のご案内をさせていただきます。

次に、資料No.9をご覧ください。「能登半島地震義援金」の募集について、東京都農業会議からのお知らせとなります。1の実施方法に記載がありますとおり、今回の募金は個人による送金を基本としているとのことであり、事務局での取りまとめは行いません。裏面に送金先口座等の情報が記載されておりますが、1口1000円として、3月29日まで受付を行うとのことですので、皆様のご協力をお願いいたします。なお、区議会議員の委員の皆様につきましては、最後のページに寄附行為についての留意点が記載してございますので、ご一読をお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7のその他に移ります。

(1)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、資料No.10、令和5年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和6年度世田谷区農業委員会活動指針(案)について、資料No.10-1とNo.10-2、差し替え版の方をご覧ください。

まず、農業委員会委員活動指針につきましては、農業委員会法第7条、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、各農業委員会で定めることとなっております。この指針に関しましては、昨年度まで各農業委員会で策定しておりました農業委員会活動

計画を内包するものとして、令和5年度から新たに各農業委員会で定めることとなったものであり、毎年評価を行うこととなっております。

それでは、まず資料No.10-1をご覧ください。こちらは、令和5年度世田谷区農業委員会活動指針の評価となります。1の会議の開催、2の農地の保全・管理、3の遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法、4、地域農業の確立、5、農業のある地域づくりの推進、6、農業団体との協力、7、農地情報の整理、8、認定・認証農業者制度の推進と支援、9、農地法や新たな農地制度等の周知、10、農地保全の取り組みまで、今年度の活動指針に基づいた評価を行ったものです。この内、3の遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法という項目は令和5年度から追加されておりますが、それ以外の項目は例年どおりの活動指針となっております。

続きまして、資料No.10-2をご覧ください。こちらは令和6年度の活動指針の案となります。記載の2、活動計画等は、今年度の活動計画をそのまま記載しております。(3)遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法の農地面積につきましては、速報値で記載をさせていただいておりますが、確定値が出次第、修正をさせていただく予定でございます。

皆様に内容をご確認いただき、ご意見がございましたら、2月9日までに事務局にご連絡をお願いいたします。いただいたご意見をまとめまして、2月の総会時に案文をお示しいたします。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、ご質問等がありましたら、2月9日までに事務局まで連絡をお願いいたします。

続きまして、(2)について事務から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.11をご覧くださいと思います。第65回東京都農業委員会・農業者大会の行程表でございます。本日お配りしましたこの資料は12月の総会でもご案内をさせていただきましたが、今回の第65回東京農業委員会・農業者大会は、2月15日木曜日午後1時から3時30分まで、昭島市のF O S T E Rホールで行われます。当日のバスの配車時間等が決まりましたので、お知らせをいたします。

当日は、J A東京中央本店駐車場を午前9時10分に出発いたします。その後、J A世田

谷目黒ファーマーズセンター、これはファーマーズセンター前までということにはいかないので、現在、ライブ配送センターとなっているんですかね、旧いなげやの前辺りで世田谷目黒の方々にご集合いただきたいと思います。出発が9時30分を見込んでおります。その後、最後に、JA東京中央の砧支店を9時50分頃に出発し、そのまま会場である昭島市まで直行いたしまして、午前11時頃に昭島駅北口に到着の見込みです。

各委員の皆様には、できるだけ管轄のJAからご乗車をいただきますようご協力をお願いいたします。なお、各集合場所には事務局職員が待機をしております。

皆様には各自でご昼食をお取りいただきまして、開場は12時からできるんですけども、12時半を目安に、会場のFOSTERホールにお入りいただきますようお願いいたします。

開催時間は午後1時から3時30分までの予定となっており、帰りのバスにつきましては、午後4時頃に昭島を出発する予定で、午後5時頃に一旦、京王線千歳烏山駅周辺で停車をいたします。ですから、こちらで降りることも可能となっております。その後は、東京中央本店に午後5時20分頃、世田谷目黒ファーマーズセンターに午後5時40分頃、JA東京中央砧支店に午後6時頃に到着予定となります。

なお、この後、急遽ご都合が悪くなった場合には、お早めに事務局までご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○事務局 今現在、ご自身の管轄以外のところからご乗車予定という方はいらっしゃいますか。また何かありましたら、ご連絡をいただければと思います。

○宍戸会長 では、この件についてはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようなので、これは終了とさせていただきますが、ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、全て終了いたしました。本日の農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理によろしく申し上げます。

○浦野会長職務代理者 (会長職務代理挨拶)

この議事録は、令和6年1月31日（水）開催の第6回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。